

輸出用清酒製造免許の取得をご検討の方へ

令和3年4月1日(木)から、輸出用清酒製造免許の申請受付が始まります！

輸出用清酒製造免許の概要

酒類の製造には、酒税法の規定により、免許が必要です。

輸出用清酒製造免許は、清酒の輸出拡大に向けた取組等を後押しするため、一定の条件の下で、輸出用の清酒を製造する場合に限って一部の要件を緩和して付与する免許です。

免許取得によりできること

輸出用清酒専用の酒類製造場を新たに設置し、製造した酒類を輸出することができます。

例えば、この免許により、次のようなことが可能になります。

- 特定の輸出国をターゲットにした **高付加価値の清酒を少量から製造できる** 製造場を、新たに設置すること
- 清酒製造に関心のある方が、**新たに輸出用の清酒製造事業に参入する** こと
- どぶろくの製造者が、**追加的な設備投資を抑え**、輸出用の清酒を製造すること
- 海外で清酒を製造し現地で販売していた方が、清酒の本場である日本で製造・輸出することで、**品質の向上**や**ブランド化による販路拡大を図る** こと
- 委託醸造により製造した清酒を輸出していた方が、**自社製品の輸出に切り替える** こと

審査項目

- ・食品等の輸出経験の有無
- ・輸出先を確保していること
- ・国税に関する法令違反による処分の有無
- ・経営状況 など

申請に必要な書類

- ・申請製造場の敷地の状況
- ・建物等の配置図（建物等の構造を示す図面）
- ・申請製造場の設備の状況
- ・収支の見込み、所要資金の調達方法 など

【申請方法など、詳細は国税庁ホームページへ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/index.htm>

(ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の免許 / 輸出用清酒製造免許の取得をご検討の方へ)

【お問合せ先】

申請製造場の所在地を管轄する税務署を担当する酒類指導官

※酒類指導官が設置されている税務署についても、上記URLまたは二次元コードからご確認ください。

詳しくはこちら

